

平成24年 都城市建設業者等級格付けについて

平成24年6月1日実施

格付けとは

- 本市の格付けは、総合数値(「経営事項評価数値」と「都城市評価数値」の合計)と等級要件により決定します。
- 公共工事の元請業者となるには、建設業法第27条の23の規定により「経営事項審査」を受けることが義務付けとなっており、これにより算出された総合評定値(P値)の点数が「経営事項評価数値」になります。
- 「都城市評価数値」は自治体が独自に設定する点数で、下記の表内の項目により計算します。

申請について

- 今回の格付けについては、平成24・25年度入札参加資格定期審査(指名願)の申請の際に、格付けに係る申請書及び書類等を同時に提出してください。

今回の主な改正点[表中では赤文字部分]

- 客観点数(経営事項評価数値)については、最新の1期【H23(H22.8.1～H23.7.31)】のみを格付けの対象とする。
※ただし、入札参加資格定期審査(指名願)の申請においては、現行どおり2期分を提出してください。
- 今回の格付けから【ほ装】を追加
- 【ほ装】においても「技術者の等級要件」他あり [別紙-A参照]
- 工事成績⇒①対象年度を全業種5年度分とする。②配点上限を60点から80点へ、③採点方法の見直し
- 地域貢献の対象年度を2年度分から1年度(格付けする年の前年度)のみとする。
- 地域貢献項目の「ボランティア活動」に該当する対象活動をルール化⇒①無償に限る。②1日1点とする。③個人的な活動と判断できる場合は認めない。
- 災害工事は格付け対象の6業種のみを対象とする。(例)災害工事の業種が「とび・土工」の場合は加算しない。
- 「工事受注実績」、「ISOの取得」、「国等の建設業法の処分歴」及び「市工事の工事事故」の廃止
- 指名停止措置に「口頭注意」及び「文書注意」を追加
- 地域貢献項目に「保護観察対象者等協力雇用主制度」の新規導入

	都城市評価数値項目	配点 (最高)	採点方法	備考	確認方法
加 点 項 目	工事成績	80	<ul style="list-style-type: none"> ・工事ごとに点数を算出する。[算出式:別紙-B参照] ・工事ごとの点数を5箇年度分合計する。 ・合計値を受注案件で割る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象業種:6業種<土木・建築・電気・管・水道・ほ装> ・対象年度:5か年度(H19～H23) ・当初契約金額50万円以上を対象とする。 ・随意契約除く 	工事台帳
	技術者の雇用状況	40	1級=5点、2級=3点	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者数は「指名願又は格付け申請」時点とする。 	指名願
	地域貢献	50	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時応援協定有り=15点、無し=0点 ・災害工事=5点/1件(上限無し) 	<ul style="list-style-type: none"> ・確認方法は協会等のH24年度名簿による。 ・H23年度のみ対象とする。 ※ただし、H22年度災害繰越工事は対象とする。 	各証明書等
			<ul style="list-style-type: none"> ・消防団=5点/1名(上限無し) ・ボランティア活動=1点/1回(最大5回まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・団員数は「指名願又は格付け申請」時点とする。 ・危機管理課又は各総合支所総務課の証明書を必要とする。 ・H23年度のみ対象とする。 ・団体等の証明書を必要とする。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察=登録:2点[+3点/雇用者1名](上限無し) 			<ul style="list-style-type: none"> ・登録の有無は「指名願又は格付け申請」時点とする。 ・雇用者についてはH23年度を対象とする。 ・確認方法はNPO法人宮崎県就労支援事業者機構の資料による。 		
減 点 項 目	指名停止等		<ul style="list-style-type: none"> 指名停止月数×-10点 文書注意1回×-5点 口頭注意1回×-2点 	<ul style="list-style-type: none"> ・H23年度の処分歴を対象とする。 	業者管理
	合計	170	最高点数		